

標 題：

パナマ籍船に試験的に実施される
無線電信局に対する同等措置

NK テクニカル インフォメーション

No. 6 6

昭和62年12月11日

各船主、造船所 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、今般パナマ政府は、全世界的な遭難・安全制度（GMDSS）を円滑に導入するために必要な運用経験を得るため、船舶地球局を無線電信主設備と、また、無線電話局を無線電信補助設備及び他の要件を加えたものをもって同等物扱いとして認める旨の決定を行ないました。

この取扱いは、個船毎のパナマ当局の承認のもとに実施されることになりますので、当該措置の実施を希望される場合は、弊会本部海外業務部までご連絡下さい。

なお、ご参考までに上記に関するIMOサーキュラーの写し及び同サーキュラーの中に示されている同等措置を適用するにあたっての要件の抄訳を同封いたします。

敬 具

添付： IMO Circular SLS 14 / Circ.72 及び抄訳

パナマ籍船に実施される無線電信局に対する同等措置の要件

- 1. 次の一般要件を満足する船舶地球局及び無線電話局を備えておれば、無線電信の主設備及び補助設備の同等物として認められる。
- 2. 船舶地球局設備は、次の要件に適合していること。
 - (1) INMARSATにより型式承認されたものであること。
 - (2) 遭難、緊急及び安全通信を無線電話及び無線テレックスの双方で運用できること。
 - (3) 船舶地球局専用の補助電源が備えられていない場合、主電源及び非常電源より給電できること。
 - (4) 空中線は、できる限り高く、かつ、衛星を常に視界内に置くことができるように障害物がない位置に設置すること。
 - (5) 空中線は、相互干渉を避けるため他の空中線から十分に離して設置すること。
 - (6) 最適な場所に位置すると共に現行の要件に従い設置すること。
 - (7) 着信を知らせる信号を船橋に設けること。
- 3. 無線電話局設備は、次の要件に適合していること。
 - (1) 83改正 SOLASの第IV章、第15規則及び第16規則の規定に適合すること。
- 4. -2, -3 に加えて次の設備を備えること。
 - (1) 無線電信自動警急機を備え、船橋及び無線局に警報できること。
 - (2) NAVTEX受信機を船橋に備えること。
 - (3) 専用のテープレコーダを備え、周波数 500KHZ を聴守し、毎時の14分から19分まで、44分から49分までの2つの沈黙時間毎に自動的に作動できること。
さらに、無線電信自動警急機が警報を受信した時、テープレコーダは自動的に作動すること。このテープレコーダは他の用途に使用してはならないこと。
 - (4) 船橋に83改正 SOLASの第IV章、第17規則に適合する VHF無線電話局を備えること。
 - (5) 船橋に接して、フロート・フリーの状態で設置した周波数 406MHZ で作動する衛星 EPIRB を備えること。
- 5. すべての当直航海士は、無線電話局及び船舶地球局を運用するためのライセンスを所有していること。さらに無線業務日誌を備え記載すること。

-6. -2, -3 及び-4の設備は、次のいずれかの方法によって保守すること。

- (1) 有資格者を船舶に配乗する 又は、
- (2) 装置を二重化する 又は、
- (3) 陸上の保守に依存する 又は、
- (4) 上記の組合せによる

-7. 次の要件に留意すること。

- (1) この同等物措置は、INMARSATのカバー範囲外の極水域に就航する船舶には適用できない。
- (2) デジタル選択呼出し（DSC）は、運用開始に合わせて設置すること。

VOID